

【3-1 面会交流申立事件 給付を特定した形で直接交流（面会）を認めた事例】

3 平成27年(家)第△×号 面会交流申立事件

4 番 判

5 住 所 A県B市C町××番地

6 申 立 人 甲 野 太 良 郎

7 同手続代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

8 住 所 A県B市D町×丁目×番×号

9 相 手 方 甲 野 花 子

10 住 所 相手方に同じ

11 未 成 年 者 甲 野 次 郎

12 平成 20 年 1 月 × 日 生

13 主文

14 1 相手方は、申立人に対し、次のとおり、申立人と未成年者を面会交流さ
15 せなければならない。【注1】

16 (1) 頻度 月1回、第1十曜日

(2) 各回の面会交流時間 初回は午前10時から午前11時まで

18 2回目以降は午前10時から午後9時まで

19 (3) 未成年者の引渡方法 相手方は、面会交流開始時に、引渡場所において未成年者を申立人に引き渡し、申立人は、面会交流終了時に、引渡場所において未成年者を相手方に引き渡す。なお、引渡場所は、当事者間の協議で定めるが、協議が調わない場合は、
20 ○○駅東口改札前とする。
21
22
23
24

25 【注2】

1 (4) 代替日 未成年者の病気や学校行事などのやむを得ない事情により上
2 記の日程で面会交流を実施できない場合には、当事者双方
3 は、未成年者の福祉を考慮して代替日を定める。

4 【注 3】

5 2 手続費用は各自の負担とする。

6 理 由

7 第 1 申立ての趣旨

8 申立人と未成年者が面会交流する時期、方法などにつき審判を求める。

9 第 2 事案の概要

10 本件は、別居中の夫婦間において、申立人（夫）が、未成年者を監護養育し
11 ている相手方（妻）に対し、下記の要領で、未成年者と面会交流をすることを
12 求めている事案である。

13 記

14 頻度 月 1 回、第 1 土曜日

15 各回の面会交流時間 午前 10 時から午後 5 時まで

16 未成年者の引渡方法 相手方は、面会交流開始時に、引渡場所において未成
17 年者を申立人に引き渡し、申立人は、面会交流終了時
18 に、引渡場所において未成年者を相手方に引き渡す。な
19 お、引渡場所は、当事者間の協議で定めるが、協議が調
20 わない場合は、○○駅東口改札前とする。

21 第 3 当裁判所の判断

22 1 本件記録によれば、次の事実が認められる。

23 (1) 申立人（昭和 57 年生）と相手方（昭和 53 年生）は、平成 20 年 2 月に
24 婚姻し、同年 11 月 × 日に未成年者をもうけた夫婦である。

25 (2) 同居中、未成年者の世話は、相手方が主に行っていたが、申立人も、休日
26 に未成年者を連れて公園に出掛けたり、仕事からの帰宅後に、未成年者を風

1 呂に入れるなどして、これに協力していた。

2 (3) 相手方は、平成25年5月頃から、申立人の不貞を疑い始めて離婚を考え
3 るようになり、平成26年1月×日、未成年者を連れて申立人肩書住所地に
4 ある自宅を出る形で、申立人と別居した。以後、相手方が、相手方肩書住所
5 地で未成年者を監護養育しているが、申立人と未成年者との面会交流は一度
6 も実施されていない。

7 (4) 相手方は、平成26年2月×日、離婚を求めて夫婦関係調整調停の申立て
8 (A家庭裁判所同年(家イ)第××号)をしたが、申立人が離婚に応じなか
9 ったことから、同調停は、同年10月×日、不成立となった。

10 相手方は、同年11月×日、離婚訴訟(A家庭裁判所同年(家ホ)第××
11 号)を提起した。現在、同訴訟は係属中である。

12 (5) 申立人は、平成26年11月×日、面会交流調停の申立て(A家庭裁判所
13 同年(家イ)第××号)をしたが、同調停は、平成27年3月×日、不成立
14 となり、本件審判手続に移行した。

15 (6) 当事者双方は、現在、月曜日から金曜日までの週5日、働いている。ま
16 た、未成年者は、平成27年4月から小学校に通っており、習い事はしてい
17 ない。

18 (7) 家庭裁判所調査官は、平成27年7月×日、相手方宅で、未成年者と面接
19 をし、相手方に隣室に行ってもらった後に、未成年者に対し、申立との面
20 会交流について尋ねたところ、未成年者は、申立人とは会いたくないと答
21 えた。もっとも、その理由について家庭裁判所調査官から尋ねられると、未成
22 年者は、相手方のいる隣室の方をしきりに気にした後、下を向き、黙り込
23 だ。他方、未成年者は、家庭裁判所調査官から申立との同居中の思い出に
24 ついて尋ねられると、申立人と公園や遊園地で遊んで楽しかったことなどを
25 話した。

26 (8) 当裁判所は、平成27年10月×日付けで申立人と未成年者との試行的面

1 会交流を行う調査命令を発したが、相手方が、申立人と離婚するまでは未成年者
2 の意思に反してまで面会交流に協力する気になれないなどと述べ、未成年者を当庁に連れてくるのを拒否したことから、上記試行的面会交流は実現
3 できなかった。

4

5 2(1) 面会交流の可否について

6 相手方は、未成年者が申立人との面会交流を拒絶していることを理由として、面会交流は認められるべきではないと主張する。この点、面会交流を実
7 施すべきか否かについては、非監護親と子との関係、子の心身の状況、子の
8 意向・心情、監護親と非監護親との関係その他子をめぐる一切の事情を考慮
9 した上で、子の利益を最も優先して判断すべきである（民法766条1項参
10 照）。

11 前記認定のとおり、申立人は、未成年者との同居中、休日に未成年者を連
12 れて公園に出掛けたり、仕事からの帰宅後に、未成年者を風呂に入れたりし
13 ており、また、未成年者は、家庭裁判所調査官との面接で、同居中の思い出
14 として、申立人と遊んで楽しかったエピソードを語っており、これらの事実
15 に照らすと、申立人と未成年者との同居中の関係に問題があったとはいえない。
16 確かに、前記認定のとおり、未成年者は、家庭裁判所調査官との面接に
17 おいて、申立人とは会いたくないと述べているものの、その理由については
18 答えず、家庭裁判所調査官から申立人と会いたくない理由について尋ねられ
19 た際、相手方のいる隣室の方をしきりに気にしており、その様子からは、申
20 立人のことで相手方に気を遣っていることがうかがえることや、未成年者の
21 年齢がそれほど高くないこと（調査官面接時6歳）にも照らすと、未成年者
22 の面会交流に関する消極的な発言をもって、面会交流を禁止すべきであると
23 はいえない。前記のとおり、申立人と未成年者との同居中の関係に問題があ
24 ったとはいはず、その他本件に現れた未成年者をめぐる一切の事情を考慮す
25 ると、子の利益の観点からは、申立人と未成年者との面会交流を認めるのが

1 相当である。

2 (2) 面会交流の具体的な内容について

3 相手方が、未成年者の面会交流に対する消極的な発言をもって未成年者が
4 面会交流を拒絶しているとして、面会交流への協力を拒否し、裁判所での試
5 行的面会交流にも応じなかつたことからすれば、面会交流の確実な実施のた
6 めには、任意に面会交流が履行されない場合も想定して、監護親がすべき給
7 付の内容を特定すべきであるといえる【注4】。そして、申立人と未成年者
8 との同居中の関係に問題があつたとは認められない一方で、申立人と未成年
9 者との面会交流が約2年の間実施されていないこと、未成年者が申立人との
10 面会交流につき消極的な発言をしていること、当事者双方や未成年者の生活
11 状況、未成年者の年齢その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、主文掲
12 記のとおり、面会交流の実施要領を定めるのが相当である。

13 3 よつて、主文のとおり審判する。

14 平成28年3月×日

15 A家庭裁判所

16 裁判官 ○ ○ ○ ○

17 【注1】「面会させなければならない」、「～面会（交流）させよ。」、「～面会交流
18 （を）することを許さなければならない。」とする主文例もある。

19 【注2】最高裁判所平成24年訴第48号同25年3月28日第一小法廷決定・民集6
20 7巻3号864頁参照（監護親のすべき給付が特定されているとして、間接強制を認めた
21 事例）。なお、上記最高裁決定を受け、給付の特定の程度について詳しく論じたものとし
22 て、水野有子・中野晴行「第6回 面会交流の調停・審判事件の審理」（東京家事事件研
23 究会編「家事事件・人事訴訟事件の実務」法曹会220頁以下・平成27年），中野晴行
24 「面会交流の間接強制の可否に関する最高裁決定をめぐる考察」ケース研究320号44
25 頁以下・平成26年）がある。

1 なお、審判において、監護親がすべき給付の特定に欠けるところがない主文が推奨され
2 るものではなく、間接強制の当否を含めた実効性を勘案しつつ、事案に応じて、給付の特
3 定性について検討すべきである。

4 【注3】面会交流の内容を、どの程度具体的に定めるかについては、当事者の意向や当事
5 者間の信頼関係の程度、面会交流の内容に関する争点等を踏まえて、事案に応じて検討す
6 ることになる。例えば、監護親の面会交流への立会いが争点となっている事案において、
7 当該事案では監護親の立ち会いを認めることが相当であると判断した場合には、「申立人
8 は、相手方が面会交流に立ち会うことを拒んではならない。」、あるいは、「相手方は、申
9 立人と未成年者の面会交流に立ち会うことができる。」などと定めることが考えられる。
10 また、当事者間でのコミュニケーションが困難な事案では、面会交流の円滑な実施のた
11 め、面会交流の日時、場所、時間等のほか、連絡方法についても「当事者双方は、面会交
12 流の日程調整その他の連絡を、原則としてメール又はファクシミリにより行う。」などと具
13 体的に定めることが考えられる。

14 【注4】給付を特定する場合であっても、このような説示をしない例もある。

15

【3-2 面会交流申立事件 給付を特定しないで直接交流（面会）を認めた事例】

3 平成26年(家)第△×号 面会交流申立事件

4 番 判

5 住 所 A県B市C町××番地

申立人 乙野太郎

7 住 所 D県E市F町×丁目×番×号

相 手 方 乙 野 花 子

9 住 所 相手方に同じ

10 未 成 年 者 乙 野 次 郎

11 平成 18 年 4 月 × 日生

12 主文

13 1 相手方は、申立人に対し、次のとおり、申立人が未成年者と面会交流を
14 することを許さなければならない。

15 (1) 頻度 月 1 回

16 (2) 各回の面会交流時間 6 時間程度

17 (3) 面会交流の場所 D県内

2 手続費用は各自の負担とする。

19 理由

20 第1 事案の概要

21 本件は、元夫婦間において、申立人（父）が、未成年者を監護養育している
22 相手方（母）に対し、次の条件で未成年者と面会交流することを求めている事
23 案である。

24 1 頻度 月 1 回

25 2 各回の面会交流時間 8 時間

1 3 未成年者の引渡方法 相手方は、申立人に対し、面会交流開始時に、申立人
2 宅において未成年者を引き渡し、申立人は、相手方に対
3 し、面会交流終了時に、相手方宅において未成年者を引
4 き渡す。

5 これに対し、相手方は、申立人と未成年者との面会交流の実施については応
6 じる意思を示しているものの、頻度については3か月に1回、場所については
7 D県内とし、その余の具体的な条件については、その都度当事者間で協議して
8 定めることを希望している。

9 第2 当裁判所の判断

10 1 本件記録によれば、次の事実が認められる。

11 (1) 申立人（昭和42年生）と相手方（昭和48年生）は、平成15年に婚姻
12 し、平成18年4月×日に未成年者をもうけたが、平成24年5月、親権者
13 を相手方と定めて協議離婚した。

14 (2) 申立人と相手方は、協議離婚後、月1回程度、具体的な実施方法をその都
15 度協議して定めた上、相手方及び未成年者の住むD県内において、申立人と
16 未成年者との面会交流を実施していた。しかしながら、申立人が、平成25
17 年4月、面会交流の際、申立人の父母に未成年者を会わせるため、相手方に
18 断りなく申立人宅のあるA県内に未成年者を連れて行き、その結果、未成年
19 者の帰宅が夜遅くになってしまったことから、申立人と相手方が、面会交流
20 の実施場所や日程調整等を巡って揉め始め、同年7月頃から面会交流が実施
21 されなくなった。

22 (3) 申立人は、平成25年12月×日、面会交流調停の申立てをしたが（D家
23 庭裁判所E支部同年（家イ）第××号），同調停は、平成26年5月×日、
24 不成立となり、審判に移行した。

25 (4) 申立人と相手方は、平成26年1月×日の調停期日において、面会交流を
26 再開することに合意し、同年2月以降、具体的な実施方法を従前と同様にそ

の都度協議して定めた上で、次のとおり、面会交流を実施している。

ア 平成26年2月×日（日）午前11時から午後5時まで D県内

イ 平成26年5月×日（日）午前9時から午後2時30分まで D県内

ウ 平成26年8月×日（日）午前11時から午後5時30分まで D県内

2 (1) 面会交流の実施自体には当事者間に争いがないので、面会交流の具体的な内容について検討するに、平成25年7月までは月1回程度の頻度で面会交流が実施されており、また、平成26年2月からは6時間前後の面会交流が実施されていること、未成年者の年齢その他本件に現れた一切の事情を考慮すれば、月1回、6時間程度の面会交流を実施するのが相当である。また、平成25年4月の面会交流を除いて、D県内で面会交流が実施されてきたことや、申立人が断りなくA県内に未成年者を連れて行ったことがきっかけとなって面会交流が一時期実施されなくなったこと、未成年者の年齢や未成年者の負担その他本件に現れた一切の事情を考慮すれば、面会交流の場所は、D県内とするのが相当である。

(2) なお、申立人は、間接強制が可能な形で面会交流の内容を具体的に定めるべきであると主張する。

しかしながら、面会交流について定める場合、子の利益が最も優先して考慮されるべきであり（民法766条1項参照），面会交流は、柔軟に対応することができる条項に基づき、監護親と非監護親の協力の下で実施されることが望ましいところ、相手方は面会交流自体には応じる意向を有しており、現に、一時期を除いて、面会交流が当事者間の協議の下で継続して実施されてきたことからすれば、申立人と相手方が、協力して面会交流を実施できない状況にあるとは認められず、間接強制が可能な形で面会交流の内容を具体的に定めることが相当とはいえない。したがって、申立人の上記主張は採用することができない。

3 よって、主文のとおり審判する。

1

平成26年12月×日

2

D家庭裁判所E支部

3

裁 判 官

○

○

○

○

4

【3-3 面会交流申立事件 直接交流（面会）を認めず、間接交流のみを認めた事例】

3

4 平成27年(家)第△×号 面会交流申立事件

5

審判

6

住 所 A県B市C町××番地

7

申立人丙野太郎

8

住 所 A県D市E町×丁目×番×号 ○○住宅××号

9

相 手 方 丙 野 花 子

10 住 所 相手方に同じ

未 成 年 者 丙 野 雪 江

12 平成25年8月×日生

13 主文

14 1 相手方は、申立人に対し、3か月に1回、未成年者の写真（顔及び全身
15 を写したもの各1枚）を送付しなければならない。

16 2 相手方は、申立人に対し、3か月に1回、申立人が未成年者にプレゼン
17 トを送付することを許さなければならない。

3 手続費用は各自の負担とする。

19

20 第1 事案の概要
21 本件は、申立人が、離婚した妻である相手方に対し、当事者間の子である未
22 成年者との面会交流を求め、その時期、方法等を定めるよう申し立てた事案で
23 ある

24 第2 当裁判所の判断

25 1 本件記録によれば、次の事実が認められる。

26 (1) 申立人(昭和62年生)と相手方(平成元年生)は、平成23年4月に婚

1 姻し、平成25年8月×日に未成年者をもうけた。

2 (2) 同居中、申立人は、仕事で忙しかったことなどもあり、未成年者の監護を
3 自らすることはほとんどなく、専業主婦であった相手方に任せきりであつ
4 た。また、申立人と相手方は、双方の実家との関係を巡って口論になること
5 が多かったが、その際、申立人は、立腹して、相手方に罵声を浴びせ暴力を
6 振るったり、携帯電話を床に投げつけ壊す、茶碗を割るなど物に当たること
7 があった。

8 (3) 相手方は、平成26年6月×日、申立人から、顔を殴られ、鼻を骨折した
9 ことから、警察とも相談した上、同年7月×日、未成年者を連れて、相手方
10 と別居した。別居後、申立人と未成年者の面会交流は一度も実施されていな
11 い。

12 (4) 相手方は、平成26年9月×日、申立人との離婚を求め、夫婦関係調整調
13 停の申立て（A家庭裁判所同年（家イ）第××号）をしたが、同調停は、平
14 成27年5月×日、不成立となった。相手方は、同年6月×日、離婚訴訟
15 （A家庭裁判所同年（家ホ）第××号）を提起し、現在、同訴訟は同裁判所
16 に係属中である。

17 (5) 申立人は、平成27年4月×日、面会交流調停の申立て（A家庭裁判所同
18 年（家イ）第××号）をしたが、同調停は、同年12月×日、不成立とな
19 り、本件審判手続に移行した。

20 (6) 相手方は、同居中から申立人との関係で心療内科に通院していたが、現在
21 も、申立人への恐怖心が消えずに通院を継続している。

22 (7) 当事者双方とも、他方当事者の実家とは折り合いが悪く、特に別居に至つ
23 てからは、当事者双方の父母ともに、他方当事者に対し、不信感を強め、非
24 難している。

25 2(1) 非監護親と子との面会交流を定めるにおいては、子の利益が最も優先して
26 考慮されなければならない（民法766条1項参照）。このような観点から

1 すれば、面会交流が子の生活関係や監護親の監護養育、子自身の心情ないし
2 情操に及ぼす影響等に照らし、子の福祉に反すると認められる場合には、面
3 会交流が制限されることもやむを得ないというべきである。

4 (2) これを本件についてみると、前記認定事実によれば、未成年者は、生後 1
5 1か月の時に申立人と別居している上、同居中の申立人との関わりもあまり
6 多くはないのであって、未成年者の現在の年齢（2歳）も併せ考慮すると、
7 申立人と未成年者との面会交流を実施するに当たっては、相手方の相応の協
8 力が必要であるといえる。しかしながら、相手方が、同居中に申立人から受
9 けた言動から、現在も申立人への恐怖心が消えずに心療内科へ通院を継続し
10 ていることは、前記認定のとおりである。また、前記認定の当事者双方の父
11 母と他方当事者との関係からすれば、面会交流の実施に当たり当事者双方の
12 父母から適切な援助を受けることは現実的に難しい。このような状況を踏ま
13 えると、申立人と未成年者との直接交流（面会）を現時点で実施することは
14 困難であるといわざるを得ず、これを無理に実施しようとすれば、相手方の
15 精神状態の悪化やこれによる監護の質の低下を招いたり、未成年者を精神的
16 に不安定にさせたり、未成年者の申立人に対するイメージを悪化させること
17 につながるおそれが高いといえる。したがって、面会の実施は子の福祉に反
18 すると認められるから、現時点では申立人と未成年者の面会を認めるのは相
19 当でない。

20 (3) もっとも、現時点で面会が実施できない場合であっても、将来の面会ひい
21 ては非監護親と子との健全な親子関係の構築につなげるため、間接交流の実
22 施の可否については別途検討する必要があるところ、相手方に対し、3か月
23 に1回、未成年者の写真（未成年者の顔及び全身を写したもの各1枚）を申
24 立人に送付するとともに、申立人が未成年者にプレゼントを送付することを
25 許すことを命じる限度であれば、相手方の精神状態その他本件記録に現れた
26 一切の事情を考慮しても、相手方に大きな負担を課すものとはいえず、子の

1 福祉に反するとは認められない。

2 したがって、上記の限度で申立人と未成年者との間接交流を認めるのが相
3 当である。

4 3 よって、主文のとおり審判する。

5 平成28年7月×日

6 A家庭裁判所

7 裁判官 ○ ○ ○ ○

8

1 【3-4 面会交流申立事件 面会交流を認めなかつた事例】

2 平成26年（家）第△×号 面会交流申立事件

3 審 判

4 住 所 A県B市C町××番地

5 申 立 人 丁 野 花 子

6 住 所 A県B市D町×丁目×番×号

7 相 手 方 丁 野 太 郎

8 住 所 相手方に同じ

9 未 成 年 者 丁 野 次 郎

10 平成13年4月×日生

11 主 文

12 1 本件申立てを却下する。

13 2 手続費用は各自の負担とする。

14 理 由

15 第1 申立ての趣旨及び実情

16 本件は、別居中の夫婦間において、相手方（夫）が監護養育している未成年者について、申立人（妻）が、相手方に対し、未成年者との面会交流を求める事案である。

19 第2 当裁判所の判断

20 1 本件記録によれば、次の事実が認められる。

21 (1) 申立人（昭和47年生）と相手方（昭和50年生）は、平成13年に婚姻した夫婦であり、同年4月×日に未成年者をもうけた。

23 (2) 申立人は、同居中、教育に熱心なあまり、学校の成績が少しでも悪いと、未成年者を叱責するだけでなく、未成年者に対し、罵声を浴びせる、顔を平手で殴る、文房具を投げつける、長時間正座をさせるなどの行為に及ぶこと

1 が度々あった。

2 (3) 申立人と相手方は、平成26年12月×日、別居した。別居の際、申立人
3 は、未成年者を連れて行こうとしたが、未成年者は、これを拒否して、相手
4 方宅に残った。

5 (4) 申立人は、平成27年2月×日、学校から帰宅中の未成年者を自車に連れ
6 込もうとし、抵抗する未成年者を号泣させた。また、申立人は、同年5月×
7 日、学校の校舎内に入って未成年者の名を大きな声で何度も呼び、学校にい
8 た未成年者や他の生徒達を動搖させた。

9 (5) 未成年者は、平成27年8月×日、家庭裁判所調査官との面接で、自分に
10 嫌なことばかりする申立人のことを好きにはなれないので、いかなる方法で
11 あれ、申立人と交流する気は全くないと述べた。

12 2(1) 非監護親と子との面会交流を定めるにおいては、子の利益を最も優先して
13 考慮しなければならない（民法766条1項参照）。この観点から、面会交
14 流を実施することが子の利益に反する場合には、これを禁止することはやむ
15 を得ないものと解される。

16 (2) 前記認定事実によれば、未成年者は、①申立人との同居中、申立人から、
17 暴力を受けてきたこと、②申立人との別居後も、申立人から、未成年者に精
18 神的に不安や動搖を与える行為を受けてきたこと、③これらのことから、申
19 立人に嫌悪感を持ち、間接交流も含め、申立人との面会交流を明確に拒絶す
20 るに至ったことが認められる。このような事実関係からすれば、未成年者が
21 申立人との面会交流を拒絶するに至ったのにも相応の理由があるといえ、未
22 成年者の年齢（調査官面接時14歳）も併せ考慮すると、間接交流も含め、
23 申立人と未成年者との面会交流を未成年者の意思に反し実施しても、申立人
24 と未成年者の関係は改善されないばかりか、かえって未成年者の申立人に対
25 する嫌悪感が強まるおそれが高いといえる。

26 したがって、面会交流を実施することは子の利益に反するというべきであ

1 り、間接交流も含め、申立人と未成年者の面会交流を認めることは相当でな
2 い。

3 3 よって、主文のとおり審判する。

4 平成28年1月×日

5 A家庭裁判所B支部

6 裁 判 官 ○ ○ ○ ○

7